

教育委員会会議録〔詳細〕は、市役所1号館2階の市政資料室で公開しています。

.....

佐倉市教育委員会会議録〔会議概要〕

令和5年9月教育委員会会議：定例会

期 日 令和5年9月13日（水）開会 午後2時00分
閉会 午後2時53分

会 場 市役所1号館3階会議室

出席委員 圓城寺一雄 教育長 吉村真理子 教育長職務代理者
小菅 広計 委員 熊倉 夏子 委員

傍 聴 者 3名

出席職員 教 育 長 圓城寺 一雄(再掲) 教 育 部 長 緑川 義徳
教育部参事(学務課長事務取扱) 村上 武宏 教育部参事(指導課長事務取扱) 榎本 泰之
教育総務課長 菊間 明美 教育センター所長 松原 和弘
社会教育課長 舎人 樹央 文 化 課 長 猪股 佳二
行政管理課事務管理班長 小出 真靖 教育総務課企画財務班長 平野 昌彦
教育総務課教育総務班 小高 純
事 務 局 教育総務課教育総務班長 千々岩和代 教育総務課教育総務班 實川 和博

〈 会議概要 〉

1 教育長開会宣言

2 報告事項

① 教育長より3件報告 (教育長)

校長、教頭研修会、部活動の地域移行、夏季休業後の児童生徒、園児の状況の3件について報告する。

1点目、8月29日に中央公民館で開催された校長、教頭研修会について、東京経営短期大学特任准教授の上條理恵先生をお招きし、市内校長、園長、教頭を対象に「子供を犯罪被害に遭わせないためには」と題し、講演をいただいた。講師の上條先生は、教員、県警の少年補導専門員、スクールソーシャルワーカーなど多様な職歴をお持ちの方で、様々な事例を基にこれまでの

経験に裏打ちされた大変貴重なお話を伺うことができた。学校の教員では知り得ない、学校外の子どもたちを取り巻く環境や、子どもたちが犯罪に至る心理、子どもたちへの関わり方について具体的な助言をいただくことができた。

2点目、部活動の地域移行について、9月2日（土）から、株式会社スポーツデータバンクを運営事業者とし、臼井中学校陸上競技部において、部活動地域移行地域指導事業がスタートした。20名の部員のうち15名の生徒がクラブへの参加登録を行った。2名の地域指導員の指導の下、休日のクラブ活動に取り組んでいく。来年度は、市内各中学校において、1部活動ずつ地域指導員の指導による活動を展開する予定である。

3点目、夏季休業後の児童生徒、園児の状況について、大きな事故等もなく9月1日を迎え、教育活動が再開された。9月1日から6日までは、教育委員会職員が登校指導支援を行い、児童生徒の登校時の安全の確認をした。

運動会については、現在小学校13校、中学校9校が終了し、多くの学校が学校の実態に合わせて全校単位で実施している。新型コロナウイルス感染症が5類に移行となったため、子どもたちが元気よく仲間を応援する声が響いている。保護者の参観も可能となり、子どもたちは、より一層生き生きと活動することができるようになった。なお、このほか小学校11校、中学校2校、幼稚園2園は、今週及び10月から11月にかけての開催を予定している。

② 「佐倉市教育の日」関連行事について【教育総務課長】

「佐倉市教育の日」は、市民の教育に対する意識を高めるとともに、学校教育、社会教育の振興により本市の教育の充実、発展を図る趣旨の下、佐倉市教育の日を定める条例により11月16日と定められている。

例年、「佐倉市教育の日」にちなみ、関連行事を実施している。佐倉ならではの特色を生かした事業や教育文化の振興に寄与する事業など、令和5年度は13事業実施する予定である。

なお、教育の日の関連行事については、11月1日号の「こうほう佐倉」や市ホームページなどにより周知を図っていく。

③ 佐倉市高等学校等奨学金について【教育総務課長】

佐倉市高等学校等奨学金は、経済的な理由により高等学校等で修学することが困難な方を対象として、保護者の負担軽減や社会に貢献できる人材の育成、教育の振興に資することを目的に、奨学金を交付する制度である。

本年度、8月末時点で74名から申請があり、所得などの交付要件を審査し55名の交付を決定した。不交付となったのは19名で、理由としては、当該世帯の所得額が基準を超えていた方が3名。そのほかの方については非課税世帯のため、千葉県奨学のための給付金の対象となることから、市の交付には至らなかった。このため市では、県の給付制度の案内をした。

今後の流れとしては、在学実績報告等を受け、交付額を確定し、高校3年生は10月に一括で、1、2年生は10月と3月の2回に分けて、それぞれ交付する予定である。「こうほう佐倉」10月1日号により制度の案内をし、さらに周知を図る。

④ 就学援助について【学務課長】

資料には、今年度9月1日現在の就学援助申請状況と令和4年度の最終実績を記載している。要保護世帯は生活保護世帯であり、就学援助の申請は不要となる。準要保護世帯は、所得において生活保護基準額の1.3倍を下回る世帯が対象となる。認定になると、学用品費、給食費、医療費、修学旅行費等が支給される。

要保護世帯の場合は、学用品費、給食費等は生活保護費から支給されるので、就学援助費からは医療費、修学旅行費のみが支給される。このため認定者であっても、修学旅行等の該当がなければ就学援助費の支給がない場合もある。

準要保護世帯については、9月1日現在で966名の申請があった。そのうち806名が認定、79名が非認定、81名が保留となっている。非認定の理由は、世帯の所得額が基準額を超えていたものである。認定保留の理由については、所得証明書の未提出、前年の所得の未申告等の不備があったものである。保留となった家庭については、不足書類を早急に提出するよう求めている。審査条件がそろい次第、認定、非認定の判定を行う。

令和4年度の認定者数と比較すると、減少しているように見えるが、今後、保留者及び追加申請者の認定があるので、最終的な受給者数は昨年度並みに近づくものと見込んでいる。

⑤ 佐倉市文化祭小学校体育大会について【指導課長】

佐倉市文化祭小学校体育大会について、10月26日、岩名運動公園小出義男記念陸上競技場にて、小学校5、6年生の学級対抗という形で実施する。当日は、ケーブルテレビによる生中継の実施と、保護者にも参観していただく形で現在進めている。

⑥ 中学校運動部活動等各種大会の結果について【指導課長】

中学校運動部活動等各種大会の結果について、今年度は、個人種目で23名が県大会で入賞、団体種目では6校、11団体が県大会に出場した。県大会の結果、個人では4名、団体1校が関東大会に出場、個人3名が全国大会に出場した。

文化系の状況について、千葉県吹奏楽コンクール本選出場の学校はなかった。

⑦ 佐倉市いじめ防止子供サミットについて【指導課長】

佐倉市いじめ防止子供サミットについて、8月4日にオンラインで開催し、34校の代表、34名が参加した。「人間関係と言葉」を議題として各グループで協議し、作成したスローガンを発表した。いじめの原因が、言葉がきっかけで大きな事案に発展することが非常に多いことから、今年度は、人間関係と言葉について考えることでいじめの減少につなげたいという意図で、このような議題とした。

子どもたちが考えたスローガンは、どれもすばらしく、参加した子どもたち全員が積極的に意見を述べ、人間関係で大切なこと、いじめ撲滅に向けて

できることなどを真剣に話し合い、考えを深めた。

話し合った内容は、夏休み明けの全校集会などで発表し、全校の子どもたちがいじめについて考えるよい機会となった。また、各学校には今後も言語環境の整備について全校で取り組むよう依頼し、指導課としても、いじめ撲滅を目指し、継続して取り組んでいきたいと考えている。

⑧ 佐倉市教育センター報告会について【教育センター所長】

資料にある事業目的に基づき、各指導主事は、参加者が2学期からの指導に生かせる発表となるよう準備を進めてきた。参加人数について、教職員が37名、市民の方2名の合計39名が参加した。

発表については、特別支援教育に関する内容、不登校支援に関する内容、授業改善に関する内容について、3名の指導主事からそれぞれ提言をした。

実質4年ぶりとなる対面での開催となったセンター報告会であるが、参加した先生方から寄せられた感想を見ると、大変好意的に本報告会について評価いただいた。

⑨ いじめの件数について【指導課長】

小中学校のいじめの状況について、8月は、夏季休業中のため認知件数の把握はない。今後も、引き続き子どもたちの様子をしっかりと観察し、声かけや見守りを行いながら、丁寧かつ慎重に対応するように全小中学校へ指示していく。

⑩ 感染状況について【指導課長】

8月21日から9月11日までの感染症の状況について報告する。新型コロナウイルス感染症が262名、インフルエンザが18名、流行性耳下腺炎2名、溶連菌感染症1名、水痘1名、咽頭結膜熱1名となっている。

9月に入り、新型コロナウイルス感染症による学校閉鎖が1校、学級閉鎖が2学級となっている。また、インフルエンザによる学級閉鎖が1学級になっている。新学期が始まり、感染者が急増している。今後も、基本的な感染対策の徹底を図るよう各学校に指示していく。

3 議決事項

議案第1号 令和5年度佐倉市教育功労者表彰について

教育総務課長、学務課長、指導課長、文化課長より上程議案の説明

内容：

(教育総務課長)

資料の17ページ、佐倉市教育委員会表彰規程である。第2条で表彰を受けるものを定めている。市立学校その他の教育機関の職員、または教育関係団体とそれに関係する者及びその他の個人で、次の各号の一に該当するものについて表彰する。

第1号、有益な研究、考案または発明をし、教育に貢献した者。

第2号、職務に精励し、その成績が抜群であった者。

第3号、学校教育または社会教育の振興についてその功績が顕著であった

もの。

第4号、前3号に掲げるもののほか、表彰することが適当と認められる功績があったもの。

以上が表彰基準である。今年度の表彰候補者については、第2号に該当する学校事務職員が1名、第3号に該当する前教育委員が1名、校長8名、教頭2名、学校医1名、学校薬剤師1名、佐倉市文化財審議会委員2名が推薦されており、合計16名である。

なお、表彰式は、例年同様、11月3日文化の日、午前中に開催する予定である。会場は、佐倉市役所社会福祉センター3階中会議室を予定している。

資料1ページ、各候補者の氏名や功績概要等をまとめた名簿である。表彰区分の数字については、先ほど申し上げた表彰規程第2条の該当する号を記載している。

これより各候補者について、各担当課長から説明する。個人情報保護の観点から、氏名、住所、生年月日及び年齢については割愛させていただく。

初めに、資料1ページ、教育総務課から推薦した1番の方について、功績概要などを説明する。

佐倉市教育委員会委員として、8期29年4か月にわたりその職を務め、その間、委員長や職務代理者などを務めるなど長年にわたり重責を果たされた。在任中は佐倉学の推進をはじめ、子どもの個に応じた能力を伸ばす取組や学力向上、学校と地域の連携強化、いじめ問題、開かれた教育行政など数多くの取組に教育委員として大きな役割を果たした。また、印旛郡市や千葉県の協議会においても要職を務めるなど、佐倉市のみならず、千葉県の教育の発展にもご尽力をされている。

(学務課長)

続いて、学務課から推薦した2番から12番までの方について、功績概要等を説明する。

資料2ページ、2番の方、臼井小学校長として地域に根差した積極的な学校経営を行うとともに、常に児童、保護者目線に立ち、信頼される学校づくりに取り組んでいる。経歴について、教諭、教頭、校長、佐倉市教育委員会事務局指導主事、指導課主幹、教育センター所長として25年間勤務され、佐倉市の教育の発展に寄与した功績は大変顕著であった。

資料3ページ、3番の方、小規模特認校である和田小学校校長として、一人一人に寄り添った親身な指導を経営理念とし、地域や保護者との連携を大切にし、積極的な学校経営に取り組んでいる。経歴について、教諭、教頭、校長として23年間勤務されている。その間、印旛郡市地方教育委員会連絡協議会教科指導員、佐倉市学習状況調査作成委員を務めるなど、佐倉市教育の発展に寄与された。

資料4ページ、4番の方、染井野小学校校長として地域に開かれた学校づくりに向け、生徒指導の機能を生かした積極的な学校経営に取り組んでいる。経歴について、教諭、校長として25年間勤務されている。その間、「わたしたちの佐倉市」編集委員を務めるなど、佐倉市教育の発展に寄与された。

資料5ページ、5番の方、佐倉中学校校長として歴史と伝統のある学区の

特性を的確に把握しながら、家庭や地域との連携を重視した積極的な学校経営に取り組んでいる。経歴について、教諭、教頭、校長、学務課指導主事、主幹、参事として35年間勤務されている。その間、佐倉市校長会会長及び千葉県小中学校体育連盟印旛支部副支部長を務めるなど、佐倉市教育の発展に寄与した功績は大変顕著であった。

資料6 ページ、6番の方、井野中学校校長として家庭、教育との連携を重視し、「わかる授業づくり」、「自治的活動」に力を入れ、積極的な学校経営に取り組んでいる。経歴について、教諭、教頭、校長、学務課指導主事、主幹、課長として22年間勤務されている。その間、佐倉市校長会副会長を務めるなど、佐倉市教育の発展に寄与した功績は大変顕著であった。

資料7 ページ、7番の方、佐倉東中学校校長として地域との連携を重視し、いじめ、不登校問題に積極的に取り組むとともに、地域から信頼される教職員の育成に尽力している。経歴について、教諭、校長として12年間佐倉市に勤務されている。その間、千葉県教育庁教育振興部指導課指導主事、千葉県教育庁北総教育事務所主席指導主事、印旛地区教育研究会外国語研究部長を務めるなど、佐倉市教育の発展に寄与した功績は顕著であった。

資料8 ページ、8番の方、臼井南中学校校長として地域との連携を重視し、「汗をかく」という学校教育目標の下、生徒が希望と充実感を持てる学校づくりに尽力した。経歴について、教諭、教頭、校長として23年間佐倉市に勤務されている。その間、千葉県教育庁北総教育事務所指導主事、印旛地区教育研究会技術・家庭科研究部長を務めるなど、佐倉市教育の発展に寄与した功績は顕著であった。

資料9 ページ、9番の方、根郷中学校校長として家庭、地域との連携を重視し、「希望の登校、充実の下校」を目指し、いじめ、不登校問題に積極的に取り組み、よりよい学校づくりに尽力している。経歴について、教諭、校長として16年間佐倉市に勤務されている。その間、千葉県教育庁北総教育事務所社会教育主事、千葉県小中学校校長会北総ブロック中学校幹事長を務めるなど、佐倉市教育の発展に寄与した功績は顕著であった。

資料10 ページ、10番の方、弥富小学校教頭として校長を補佐し、PTA活動や地域の連携、協力体制を深めるとともに、小規模特認校の推進に積極的に取り組んでいる。経歴について、教諭、教頭、教育センター指導主事として23年間佐倉市に勤務されている。教育センターでは、指導主事として佐倉市全域の特別支援教育の推進に尽力するなど、佐倉市教育の発展に寄与した功績は顕著であった。

資料11 ページ、11番の方、志津中学校教頭として校長を補佐し、PTA活動や地域との連携を重視し、地域に開かれた学校づくりに尽力している。経歴について、教諭、教頭として24年間、佐倉市に勤務されている。特別支援教育への造詣が深く、親身になって児童生徒、保護者、教職員に寄り添った教育実践を行い、佐倉市教育の発展に寄与した功績は顕著であった。

資料12 ページ、12番の方、南部中学校主査として適切な事務執行を行うとともに、学校経営にも積極的に参画するなど、地域、保護者、学校職員からの厚い信頼を得ている。経歴について、佐倉市で20年間事務職員、うち

14年間を事務長として活躍された。佐倉市学校事務共同実施総括主任を3年間務め、事務職員の資質向上、市内学校事務のシステムづくりに尽力するなど、佐倉市教育の発展に寄与した功績は大変顕著であった。

(指導課長)

続いて、指導課より学校医、学校薬剤師の先生2名の功績概要を説明する。

資料13ページ、13番の学校医の先生について、平成18年度から現在まで各小中学校の学校医として、子どもたちの健康管理及び保健指導並びに学校職員健康診断結果の総合判定及び事後管理に積極的に取り組み、その推進にご尽力いただいた。また、平成25年度から現在まで佐倉市学校心電図判定委員を務め、佐倉市の学校保健の発展、向上に寄与された。

資料14ページ、14番の学校薬剤師の先生について、平成15年度より現在まで各小中学校の学校薬剤師として学校環境衛生検査はもとより、学校保健委員会等における指導助言並びに薬物乱用防止教育、薬の教育、学校職員を対象としたエピペン研修などに積極的に取り組み、その推進にご尽力いただいた。また、令和元年からは、佐倉市学校保健会の委員を務め、佐倉市内各学校における環境衛生検査の指導助言に当たり、学校保健の円滑な発展、向上に寄与された。

(文化課長)

続いて、文化課からは2名の方を推薦させていただく。

資料は15、16ページ、15、16番の方については、佐倉市文化財審議会委員として長らく佐倉市の文化財保護にご尽力いただいた。

15番の方、専門である日本近世史において、江戸時代の江戸幕府直轄の牧場である「佐倉牧」の成立や徳川将軍が指揮した鹿狩り、近世文書から見た牧に関わった人々の暮らしの研究などで知識、経験を発揮された。また、その研究成果を佐倉市民カレッジにおいて、ふるさと歴史コースなどの学習にも発揮していただき、ご尽力いただいた。佐倉市の文化財行政に対する功績は顕著であった。

16番の方、専門である日本金工史の中でも、特に刀剣及び甲冑の歴史の研究の第一人者として、その知識、経験を発揮し、佐倉市指定文化財の甲冑、武具などに関わる調査や修繕方法などについてご指導、ご助言をいただいた。令和5年度には旧佐倉藩士の甲冑類の文化財指定に向けてご尽力いただくなど、佐倉市の文化財行政に対する功績は顕著であった。

《議決事項についての質疑概要》

質疑なし

《議決結果》

可決

4 協議事項

協議事項（1）佐倉市組織編制見直しに係る事務の一部市長部局化について
教育総務課長より上程協議題の説明

内容：資料1ページ、第5次佐倉市総合計画において、佐倉市では基本方針の中で「地域の資源を活かした活力と賑わいのあるまち」を目指し、市内に多数ある様々な時代の文化財の保存と活用を通じて、まち全体を元気にし、笑顔輝き、活力とにぎわいのある市をつくり上げる施策を、教育委員会は市長部局と協議を行いながら実施している。

本市では、旧佐倉城の城下町エリアを中心として市内全域に文化財、伝統行事等が豊富に存在しており、教育委員会の文化部署では、これまでも魅力推進課と連携を図りながら事業展開を行ってきたが、活用の機会が不足している状況であった。また、高齢化及び少子化の進展により、これまで受け継がれてきた文化財等の存続が危ぶまれる状況にあり、文化の継承の担い手となる文化振興に関する団体の活動量の低下も懸念されているところである。

本市においても、本市の魅力を市内外に広く発信し、定住人口の維持並びに交流人口及び関係人口の増加に資する施策を積極的に実施することが求められている。本市の魅力の一つである豊富な文化財等を将来に継承していくために教育委員会においても本市の施策との一体性を保ちながら、より実施しやすい組織体制を整備することが必要となっている。

その対応方針として、教育部文化課並びに佐倉市立美術館及び佐倉市民音楽ホールの事務を市長部局に移管しようとするものである。

文化芸術に関する事業を地域活性化等の様々な施策と連携させることで、新たな社会的、経済的価値の創出が期待できる。また、文化財保存活用地域計画において定められた実施計画に沿った事業を市長部局と一体となった体制で実施することにより、文化財の保存及び活用並びに文化振興のさらなる推進を図ろうとするものである。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、条例の定めるところにより、地方公共団体の長が文化に関することについて、管理、執行することができることが規定されている。

今後の予定としては、来月の定例教育委員会会議において議案を上程させていただき、その後、来年度からの施行を目的とした関係条例の制定についてご審議をいただきたい。

なお、本日欠席されている菅谷委員からは、教育委員会から移動した際のチェック機能というところを心配されている。こちらについては、市長部局に文化課等が移ったとしても、文化財審議会や社会教育委員会議について、今までどおり対応を継続していくこととなる。

《協議事項についての質疑概要省略》

協議事項（２）佐倉市立佐倉図書館等新町活性化複合施設駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

社会教育課長より上程協議題の説明

内容：資料１ページ、背景である。佐倉市立佐倉図書館等新町活性化複合施設（夢咲くら館）が令和５年３月４日に開館してから大変多くの方にご利用いただいている。駐車場については５５台を用意しているが、イベントの開催時や近隣文化施設の行事などによって満車となる日が大変多くなっている。当初から予定されていたこともあり、現在、旧佐倉図書館跡地を、２５台の夢咲くら館第二駐車場として整備を進めている。来年２月下旬、その駐車場の運用を開始するに当たり、条例を一部改正するものである。

対応方針の欄、本条例は第二駐車場の供用開始日から施行する。

今後の予定について、本日協議の後、１０月の教育委員会議で議案として提出し、議決をいただきたい。その上で佐倉市議会１１月定例会に議案を上程する予定である。

なお、本条例の制定は、佐倉市市民協働の推進に関する条例第７条第１項に該当しないため、意見公募手続は実施しない。

資料２ページ、新旧対照表である。第二駐車場の名称と位置を追加する。

《協議事項についての質疑概要省略》

５ 教育長閉会宣言